

みんなで考える日本国憲法（第1回）

憲法と政治：一票の格差と二院制

秋葉丈志（国際教養大学）

2014年2月8日

1. 憲法とは

<憲法とは何か？>

2. 日本の憲法：明治憲法と現行憲法

<なぜ憲法を作る必要があったのか、変える必要があったのか？>

明治憲法 (大日本帝国憲法、1889.2.11 公布)

現行憲法 (日本国憲法、1946.11.3 公布)

現行憲法の3原則

国民主権

平和主義

基本的人権の尊重

3. 一票の格差問題

<一票の格差とは何か>

<一票の格差は憲法違反なのか>

憲法 14 条

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

最高裁判所の判断

<「一票の格差」論議は秋田にとってどういう意味を持つのか>

秋田： 90.6 万人

東京：1082.4 万人

(2013 年 9 月現在の有権者数)

<「平等」の意味とは？>

投票価値の平等（「一人一票相当」）こそが平等？

各地の意見が代弁されることこそが平等？

ディスカッション：あなたが国会議員だったら、どちらの考えに近い？

1. 「一票の格差」を是正 → 人口の多い都会の議席を増やし、人口の少ない地方の議席を減らす
東京の有権者数は秋田の有権者数の約 12 倍。
だから東京の議席数は秋田の議席数の 12 倍にすべき。（秋田 1 議席、東京 12 議席）
2. 地方代表性を重視 → 人口の大小に関わらず、各都道府県に一定の議席を与える
東京も秋田も 1 議席ずつにすべき。（秋田 1 議席、東京 1 議席）

<区割りをどうするのか>

議員の仕事に直結

<他にやり方はあるか>

中選挙区、大選挙区制度

比例代表制度

4. 二院制

<衆議院と参議院は何のためにあるのか>

日本の二院制の起源

衆議院と貴族院（華族制度を前提）

戦後、貴族院が参議院に衣替え

現在の二院制の意義

衆議院：民意の反映（そのため解散総選挙がいつでもできる）

参議院：安定性、長期性（6年任期で解散なし）

アメリカの二院制

下院：国民を代表。投票価値の平等を追求。

上院：各州を代表。州の大小に関わらず、2名ずつ。

カリフォルニア 3725 万人。ワイオミング 56 万人。(2010 census)

人口ベースの格差=66.5 倍。

5. まとめ

<憲法について>

- ・憲法は国の最高法規
- ・現行憲法の三原則は国民主権、平和主義、基本的人権の尊重。歴史的経緯に基づいている。

<一票の格差について>

- ・選挙区によって人口が異なるのは憲法 14 条の「法の下での平等」に違反するという考え方。
- ・これを是正することは、人口の多い東京や大阪の議席を増やし、人口の少ない地方の議席を減らす側面を持つ。
- ・どのような選挙制度が「平等」なのかは、議論の余地があり、裁判所も若干柔軟性を示している。衆議院と参議院に異なる役割を与えるのも一つの考え方。

次回（2月22日）は 「憲法と社会：家族と男女の平等」 です。

講師連絡先： 電子メール takiba@hotmail.com

もしくは大学宛て 〒010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿岱 193-2 国際教養大学 秋葉 丈志